



平成25年(ワ)第5815号 地位確認等請求事件

原告 吉井 康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外2名

## 証拠説明書

平成26年5月8日

大阪地方裁判所 第5民事部4係 御 中

原告訴訟代理人弁護士

関 川 信 也



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲18	電子メール 写し	H24.11.27	城達也	①原告が被告大学の特任教員任用基準を充足していること、②被告大学の人間科学部において、特任教員の任用手続が形式的であること。
甲19	被告大学人権 委員会宛の文 書	写し H12.12.8	西口俊子	被告大学の特任教員に形式的な手続で任用された二宮正司氏が、かつて、女性元教員からセクハラの訴えを受けていたこと。
甲20	西口元教授宛 の文書	写し H13.7	被告大学人 権委員会	上記セクハラ事件につき、西口元教授がセクハラ被害に悩んでいたことは明らかとされたこと。
甲21	二宮教授宛の 文書	写し H13.7	被告大学人 権委員会	上記セクハラ事件調査の途上において、二宮教授が歓送迎会の席上で女性従業員の体の一部を触る行為をしていたことが発覚し、同教授が注意を受けたこと。